



申19号 「仕業検査有効期間の見直しについて」に関する申し入れ 団体交渉を行う！③

5. 自然災害や人身事故、設備トラブルなどの輸送障害発生時における仕業検査切れ間際の車両が入区できない状況を解消すること。

- (組合) 自然災害等の輸送混乱があり、9日目に駅留置だった場合どのようになるのか。
- (会社) 「災害適用」の考え方がある。整備標準(規程)では9日だが、災害等で9日目に駅留置となった場合は、10日を超えない範囲で最寄りの検査箇所まで回送できるルールがあり、翌日に最寄りの検査箇所へ回送することが基本となる。
- (組合) 上野東京ライン開業で走行距離が伸びているが、輸送障害時には分離運転となり、車両が帰ってこないことになる。運用担当は混乱翌日も深徹になるくらい調整している。この現実を解消する考えはあるのか。
- (会社) 国府津の車が小山にあるなど、予定の仕業検査箇所に戻ってこないこともある。その場合、各箇所が連携して出先で臨時の仕業検査を発注し施行いただいている。有効期間見直し後も変わらない。

6. 期間内に仕業検査を施行できない現実があることから、仕業検査の管理方法と対策について明らかにするとともに、有効期間内に仕業検査を施行できる体制を構築すること。

- (組合) 期間内に検査を施行できない現実があると認識しているが、会社の認識はどうか。
- (会社) 「災害適用」は当然ある。一方、災害適用ではなく管理されていない状態で、有効期間内に施行できないこと(いわゆる検査切れ)はほぼ無い。災害等で一時的に災害適用をすることはあるが、期限切れを起こさないよう指導している。これからも有効期間管理を適正に行い、必要により指導も継続して行う。
- (組合) 現場では(検査切れにならないよう)車交で対応しているが、お客さまにご迷惑をお掛けしている。有効期間の延長で、この問題は解決できるのか。
- (会社) 基本的には、災害・人身事故も含めた輸送障害の中、0時を超えると6日を超えるからお客さまに降りていただく、ということはない。災害時でも運行が終わるまで乗車いただく。今後も変わらない。
- (組合) 車両の持ち区以外での仕業検査が必要な際、他区所で施行をお願いしても、番線の制約、作業者がいない等でできない現実がある。会社の認識はどうか。
- (会社) 臨時の仕業検査発注が多い場合はそのような話はあるかもしれないが、そこまで問題となる話は聞いていない。お互い協力しながら、臨時の仕業検査を行える体制をとっている。
- (組合) 臨時の仕業検査の問題は、地方(地本一支社間)では継続して議論されている課題であり、なかなか解消されない。本社として具体的な地方議論と線区の特情を認識いただきたい。
- (会社) そのような声があることは受け止めたい。
- (組合) 災害適用について、これまでの6日の場合は省令の10日まで4日分の余裕があるが、見直し後は1日分しか余力がない。現場は苦労するのではないか。
- (会社) 災害適用の余裕は少なくなるが、元々の余裕が6日から9日になった。台風・大雪等の予想時は本社から注意喚起し、事前に仕業検査の準備を促している。一方、輸送障害による運用変更時は翌日には対応できる。また、震災のように長期的に止まり、実施基準を超えた場合は、運転再開時に確実に検査を行う。

⇒異常時でも臨時の仕業検査に対応できる体制づくりと、有効期間内で仕業検査をできることを前提としつつ(災害適用時も)10日を超えないことを確認!

7. 仕業検査の有効期間延長に伴い、安全で安定した輸送を確保するための部品や予備品を確保すること。

- (組合) 安全・安定したサービスを考えれば、部品の予備がなければ交換できない。不十分な点があるのでは。
- (会社) 仕業検査の延長の有無に関わらず、予備品の投入、材料の投入は着実にこれからも行う。

⇒必要な予備品については確保することを確認!

- (組合) 総合車両センターから部品を調達する際、バイク便の回数が制限され苦労している。コストダウンによりトラック便も減らしていることから、必要な時には柔軟に対応できるようにしていただきたい。
- (会社) そのような状況は承知しており、実態を見ていく。

検証を通じ、安全・安定輸送と技術力向上、安心して働ける職場環境をつくり出そう!